

奄美群島振興開発特別措置法の概要・経緯

1. 目的

- ・奄美群島の基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発
→奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上

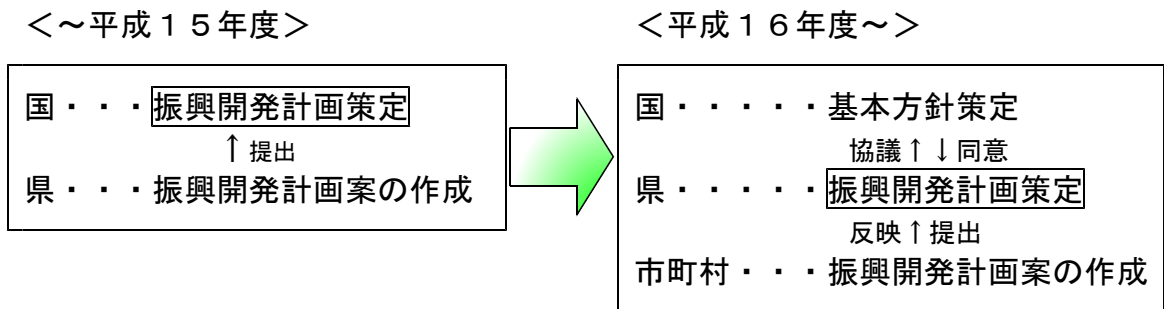
2. 経緯

- ・昭和29年、5年間の時限立法として制定。以降、適宜名称や目的を変更しつつ、5年毎に延長を重ねている。
昭和29～38年度 奄美群島復興特別措置法
昭和39～48年度 奄美群島振興特別措置法
昭和49～現在 奄美群島振興開発特別措置法
- ・現行法は、平成16年度当初から施行、平成20年度末（平成21年3月）が期限。

3. 概要

(1) 国の基本方針、県の振興開発計画（5年間）

平成16年の改正より、振興開発計画の策定主体を国から県とした。



(2) 主な支援措置

○県や市町村が行う事業に対する特別の助成

- ・公共事業に係る補助率かさ上げ

(例)

道路整備（都道府県道：改築）	港湾整備（地方港湾：水域・外郭施設）
内地 1／2	内地 4／10
離島 5.5／10	離島 8／10
奄美 7／10	奄美 9／10

○税制上の優遇

- ① 製造業、旅館業、農林水産物等販売業等に係る所得税及び法人税に係る特別償却制度（国税）
- ② 製造業、旅館業、観光関連農林水産物販売業等に係る事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置（地方税）

(3) 奄美群島振興開発基金の設置

- ・振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給（融資、債務保証）。

※平成16年10月に独立行政法人へ移行。